

プラスワンスタディ実施要項

京都府丹後教育局

1 目的

- (1) 高校生が小中学生の学習を支援することにより、小中学生の学習意欲の向上と学力の定着を図る。
- (2) 高校生が地域の一員として貢献することで、自己存在感を向上させ自らの進路を考える機会とする。

2 実施内容

小中学校が実施する補充学習等において、丹後通学圏内府立高等学校、支援学校高等部及び私立京都暁星高等学校（以下、「高校」という。）の生徒（以下、「高校生」という。）が指導補助等を行う。

次のA活動及びB活動を、同一の活動期間内に、原則として両方を組み合わせて実施する。

A活動	B活動
(1) 補充学習の指導補助	(1) 高校生による講話
(2) 授業時間内の活動（年間の総復習等）	(2) 高校での学習成果の発表
(3) その他、事業実施目的達成のために行う取組	(3) その他、事業実施目的達成のために行う取組

3 活動場所

京都府丹後教育局（以下、「教育局」という。）管内の公立小中学校のうち、本事業を実施する小中学校（以下、「実施小中学校」という。）とする。

対面での実施を基本とするが、B活動に参加する高校生のうち一部がやむを得ず実施小中学校で活動できない場合、リモートを活用した活動も教育局への相談により可とする場合もある。

4 活動期間

原則として夏季休業以降の次の期間を基本とし、実施小中学校と本事業を実施する高校（以下、「実施高校」とする。）間において調整の上、決定する。

- (1) 夏季休業期間
- (2) 3月中旬

5 参加対象

- (1) 小中学生 実施小中学校児童生徒
- (2) 高校生 実施高校が参加を認めた生徒

6 実施手続き

年間2回程度、実施小中学校及び実施高校を募集する。

- (1) 実施小中学校は、プラスワンスタディ実施希望書（第1号様式）を定められた期日までに所管の教育委員会に提出する。
- (2) 教育局は、所管の教育委員会から提出された実施希望書（第1号様式）を取りまとめ、高校に送付する。
- (3) 実施高校は、高校生参加希望者一覧表（第3号様式）を定められた期日までに教育局に提出する。
- (4) 教育局は、参加希望のあった高校生を取りまとめ、調整の上、実施小中学校に送付する。
- (5) 実施小中学校は、速やかに実施高校に連絡をとり、実施日程等を調整する。
- (6) 実施小中学校は、実施計画書（第2号様式）を各期間の活動開始5日前までに所管の教育委員会に提出する。

7 実施報告

実施小中学校は、各期間の活動終了後2週間以内に、実施報告書（第4号様式）を所管する教育委員会に提出する。

実施高校は、各期間の活動終了後2週間以内に、実施報告書（第5号様式）を教育局に提出する。

8 保険の加入

参加する高校生は、ボランティア保険に加入するものとし、教育局は加入手続きを行うとともに、その経費を負担する。

加入期間は、登録の日から当該年度の末日までとする。

9 注意事項の遵守

参加する高校生は、活動にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) この活動を通じて知り得た児童生徒の個人情報やその他の事項の守秘
- (2) 規律ある言動の励行
- (3) 学校の管理者が行うその他の指示事項
- (4) その他、学校の信用を失墜する行為の禁止

10 活動の中止

(1) 実施小中学校長又は実施高校長は、天災、感染症の流行等により、やむを得ず実施計画書どおりの活動が困難であり、実施計画の変更を行ってもなお活動の実施が困難と判断したときは、双方協議の上、活動中止等の措置をとることができる。措置をとった場合、実施小中学校長は、速やかに所管する教育委員会を經由し、教育局に報告する。

(2) 実施小中学校長は、高校生が注意事項の遵守ができない場合等、やむを得ず活動が困難と判断したときは、高校生に対し、活動中止等の措置をとることができる。措置をとった場合、実施小中学校長は、速やかに実施高校及び所管する教育委員会を經由し、教育局に報告する。

11 緊急時の連絡

実施小中学校及び参加高校は、緊急に連絡を取らなければならない場合に備え、あらかじめ実施校間での緊急時の連絡手段を確立しておく。

12 その他

- (1) 実施小中学校の希望に応じて高校生の参加人数の調整を行うため、場合によっては第2希望の実施小中学校での活動となること又は参加できないことがある。
- (2) 活動の実施にあたって必要な事項は、実施校間で調整する。
- (3) 教育局は、各期間の活動終了後、活動に参加した高校生に対し、プラスワンスタディ参加証（第6号様式）を交付する。

附則

- 1 この要項は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 平成25年4月1日改正
- 3 平成25年7月1日一部改正
- 4 平成26年4月1日一部改正
- 5 平成27年4月1日一部改正
- 6 平成29年4月1日一部改正
- 7 平成30年4月1日一部改正
- 8 平成31年4月1日一部改正
- 9 令和2年4月1日一部改正
- 10 令和4年4月1日一部改正
- 11 令和5年4月14日一部改正
- 12 令和8年5月13日一部改正